

防衛省改革会議（第 5 回）説明資料

平成 2 0 年 2 月

防 衛 省

1. 防衛省の組織

- (1) 防衛省の組織の概要
- (2) 防衛参事官制度
- (3) 防衛省の組織の構造
- (4) 関係法令

2. 防衛省の事務処理(例)

- (1) 防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画関連業務
- (2) 重要な装備(戦闘機・哨戒機等)の機種選定等関連業務
- (3) 業務計画(予算)関連業務
- (4) 補給支援特措法に基づく自衛隊の活動関連業務
- (5) 情報公開関連業務

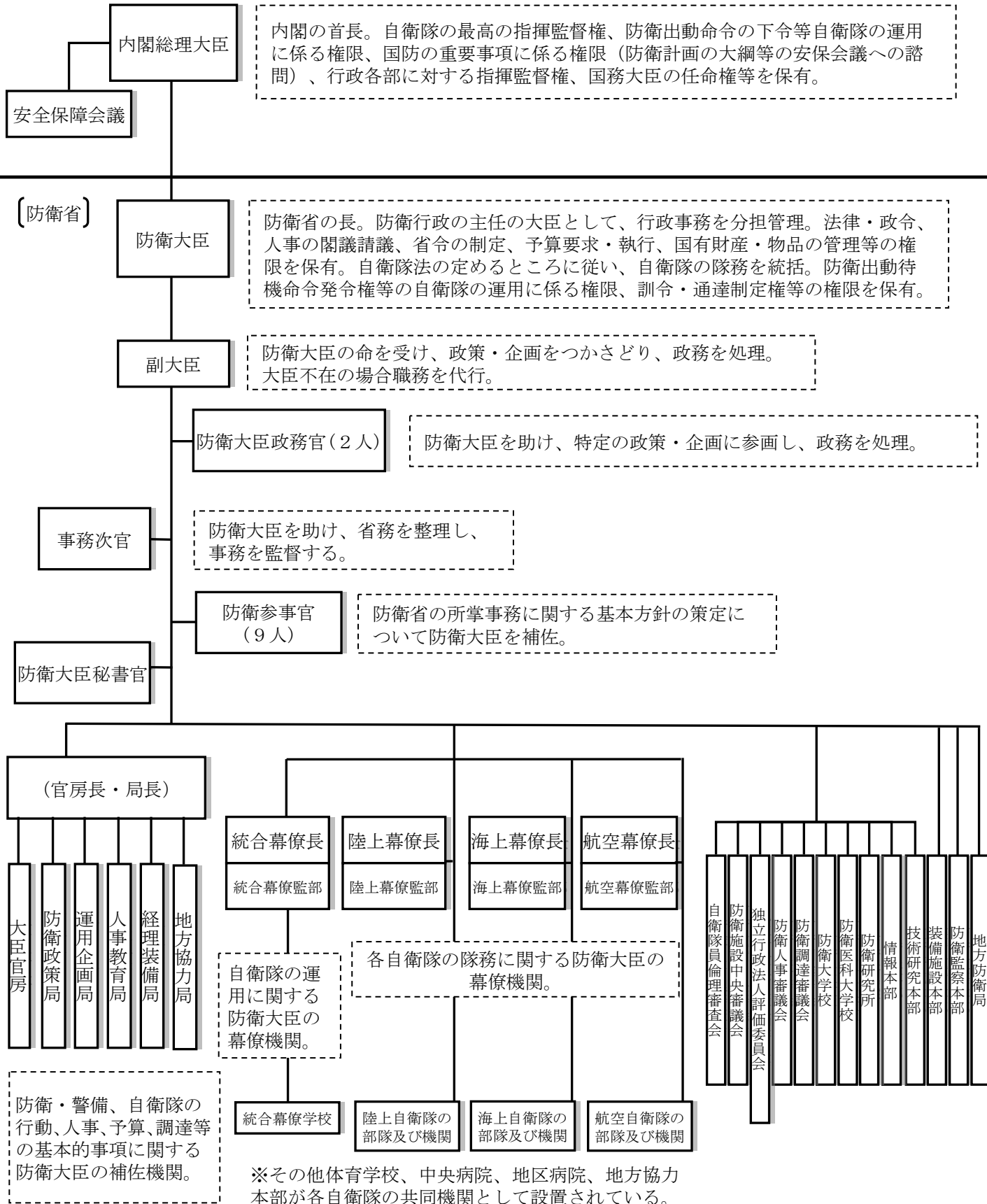
3. 内部部局における自衛官の勤務

- (1) 関係法令
- (2) 関連議事録
- (3) 自衛官の内部部局勤務状況(H20.2.12現在)

4. 防衛省の組織に関する各種見解(例)

1 . 防衛省の組織

(1) 防衛省の組織の概要



(2) 防衛参事官制度

① 関係法令等

防衛省設置法(昭和二十九年六月九日法律第百六十四号)抜粋

第七条 防衛省に、防衛参事官を置く。

2 防衛参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する基本の方針の策定について防衛大臣を補佐する。

3 防衛参事官の定数は、政令で定める。

第九条

2 官房長及び局長は、防衛参事官をもって充てる。

② 防衛参事官の設置趣旨

- 助言機能 : 専属的な所掌を持たず、フリーに大臣を大所高所から補佐。(大臣の求めに応じ、防衛省の所掌に関する基本の方針について幅広い視点から各種の助言。)
- 機動機能 : 固定した分掌にとらわれず機動的に活用。(案件が各部局にまたがっており、命を受けた防衛参事官がとりまとめた上で大臣を補佐した方が効率的なものを機動的にまとめて補佐。)

③ 現在の防衛参事官

[充て職参事官]

- | | | |
|----|---------------|---------------|
| 6名 | ○ 大臣官房長(財務省) | ○ 防衛政策局長(防衛省) |
| | ○ 運用企画局長(防衛省) | ○ 人事教育局長(防衛省) |
| | ○ 経理装備局長(防衛省) | ○ 地方協力局長(防衛省) |

[無任所参事官]

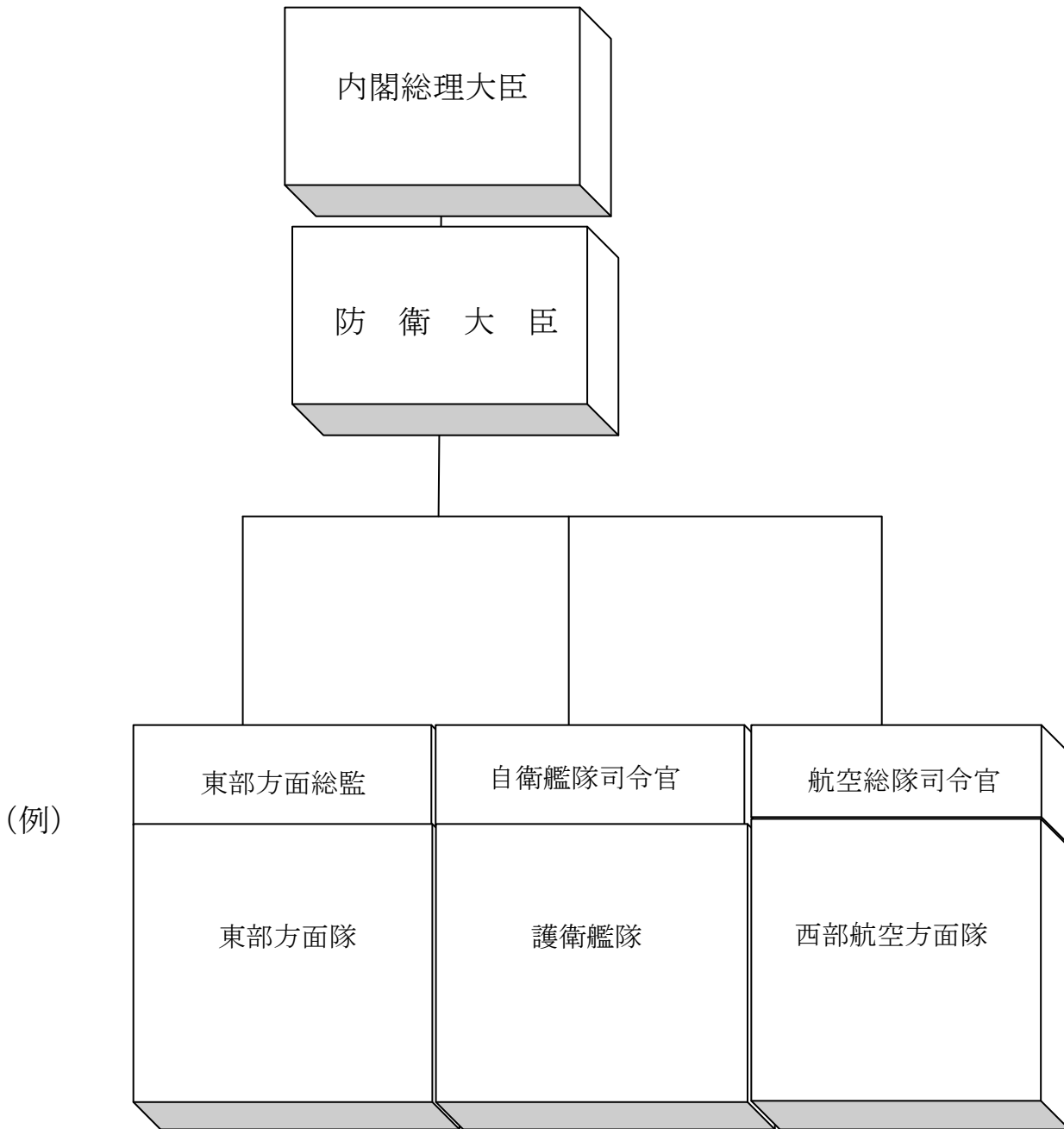
- | | | |
|----|-------------------|-----------------|
| 3名 | ○ 国際担当(外務省) | ○ 法制・IT等担当(防衛省) |
| | ○ 総合取得改革担当(経済産業省) | |

※1 ()内の省庁名は、平成20年2月12日現在補職されている防衛参事官の出身省名。

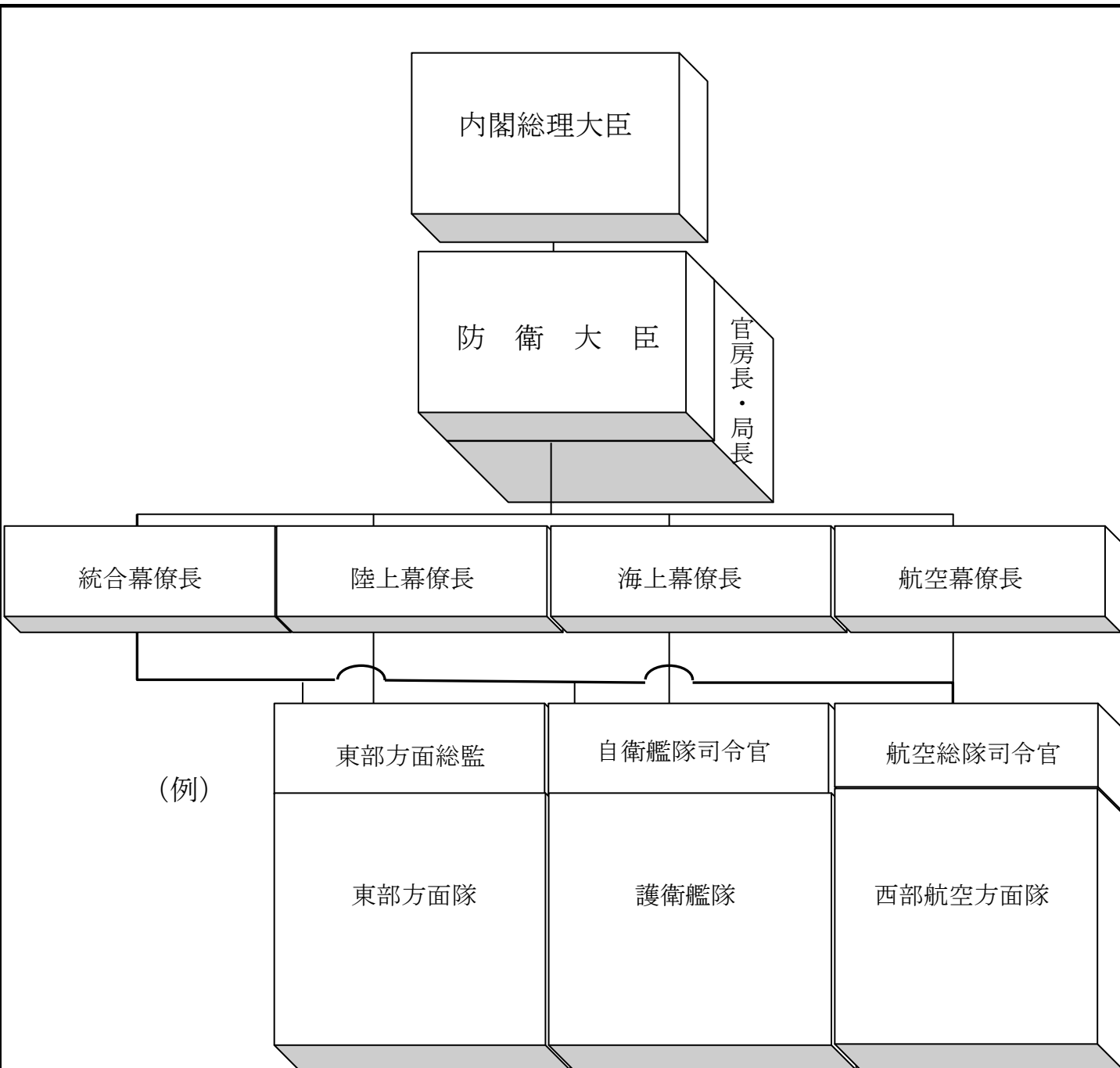
※2 平成16年8月、「防衛庁の組織に関する検討に関する長官指示」に基づき、防衛参事官の在り方について検討した結果、防衛参事官の本来の設置趣旨に鑑み、平成18年7月の組織改編において、衛生担当参事官及び技術担当参事官を廃止し、衛生監及び技術監を新設。

(3) 防衛省の組織の構造

① 内閣総理大臣から各部隊への指揮系統



③ 官房長・局長の位置付け



- 官房長及び局長は、次の事項について防衛大臣を補佐（防衛省設置法第12条）
 - ・ 各自衛隊又は統幕に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について防衛大臣の行う各幕僚長に対する指示
 - ・ 各自衛隊又は統幕に関する事項に関して各幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について防衛大臣の行う承認
 - ・ 各自衛隊又は統幕に関し防衛大臣の行う一般的監督

(4) 関係法令

○ 国家行政組織法（昭和二十三年七月十日法律第二百十号）抜粋

（内部部局）

第七条 省には、その所掌事務を遂行するため、官房及び局を置く。

（事務次官及び庁の次長等）

第十八条 各省には、事務次官一人を置く。

- 2 事務次官は、その省の長である大臣を助け、省務を整理し、各部局及び機関の事務を監督する。
- 3 各庁には、特に必要がある場合においては、長官を助け、庁務を整理する職として次長を置くことができるものとし、その設置及び定数は、政令でこれを定める。
- 4 各省及び各庁には、特に必要がある場合においては、その所掌事務の一部を総括整理する職を置くことができるものとし、その設置、職務及び定数は、法律（庁にあつては、政令）でこれを定める。

○ 防衛省設置法（昭和二十九年六月九日法律第百六十四号）抜粋

（防衛参事官）

第七条 防衛省に、防衛参事官を置く。

- 2 防衛参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する基本的方針の策定について防衛大臣を補佐する。
- 3 防衛参事官の定数は、政令で定める。

（官房長及び局長と幕僚長との関係）

第十二条 官房長及び局長は、その所掌事務に関し、次の事項について防衛大臣を補佐するものとする。

- 一 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する各般の方針及び基本的な実施計画の作成について防衛大臣の行う統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）に対する指示
- 二 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関する事項に関して幕僚長の作成した方針及び基本的な実施計画について防衛大臣の行う承認
- 三 陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊又は統合幕僚監部に関し防衛大臣の行う一般的監督

(設置)

第十九条 防衛省に、次の特別の機関を置く。

統合幕僚監部

陸上幕僚監部

海上幕僚監部

航空幕僚監部

統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関

情報本部

技術研究本部

装備施設本部

防衛監察本部

2 前項に定めるもののほか、別に法律で定めるところにより防衛省に置かれる特別の機関は、外国軍用品審判所とする。

(幕僚監部)

第二十条 統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部（以下「幕僚監部」という。）は、それぞれの所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務に関する防衛大臣の幕僚機関とする。

2 幕僚監部に、部及び課を置く。

3 前項に定めるもののほか、幕僚監部の内部組織は、政令で定める。

(統合幕僚監部の所掌事務)

第二十二条 統合幕僚監部は、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊について、次に掲げる事務をつかさどる。

一 統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの防衛及び警備に関する計画の立案に関すること。

二 行動の計画の立案に関すること。

三 前号の行動の計画に関し必要な教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関すること。

四 前号に掲げるもののほか、統合運用による円滑な任務遂行を図る見地からの訓練の計画の立案に関すること。

五 前各号に掲げる事務に関し必要な隊務の能率的運営の調査及び研究に関すること。

六 所掌事務の遂行に必要な部隊等の管理及び運営の調整に関すること。

七 所掌事務に係る防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関すること。

八 その他防衛大臣の命じた事項に関する事。

(陸上幕僚監部等の所掌事務)

第二十三条 陸上幕僚監部は陸上自衛隊について、海上幕僚監部は海上自衛隊について、航空幕僚監部は航空自衛隊について、それぞれ次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 防衛及び警備に関する計画の立案に関する事 (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 二 前条第三号に規定する計画の執行に伴い必要な措置に関する計画の立案に関する事。
- 三 前号に掲げるもののほか、教育訓練、編成、装備、配置、経理、調達、補給及び保健衛生並びに職員の人事及び補充の計画の立案に関する事 (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 四 第一号及び前号 (編成、装備及び配置に係るものに限る。) に掲げる事務に必要な情報に関する計画の立案に関する事。
- 五 隊務の能率的運営の調査及び研究に関する事 (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 六 部隊等の管理及び運営の調整に関する事 (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 七 防衛大臣の定めた方針又は計画の執行に関する事 (統合幕僚監部の所掌に属するものを除く。)
- 八 その他防衛大臣の命じた事項に関する事。

○ 自衛隊法 (昭和二十九年六月九日法律第百六十五号) 抜粋

(防衛大臣の指揮監督権)

第八条 防衛大臣は、この法律の定めるところに従い、自衛隊の隊務を統括する。ただし、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の部隊及び機関 (以下「部隊等」という。) に対する防衛大臣の指揮監督は、次の各号に掲げる隊務の区分に応じ、当該各号に定める者を通じて行うものとする。

- 一 統合幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊務 統合幕僚長
- 二 陸上幕僚監部の所掌事務に係る陸上自衛隊の隊務 陸上幕僚長
- 三 海上幕僚監部の所掌事務に係る海上自衛隊の隊務 海上幕僚長
- 四 航空幕僚監部の所掌事務に係る航空自衛隊の隊務 航空幕僚長

(幕僚長の職務)

第九条 統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長（以下「幕僚長」という。）は、防衛大臣の指揮監督を受け、それぞれ前条各号に掲げる隊務及び統合幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊又は航空自衛隊の隊員の服務を監督する。

2 幕僚長は、それぞれ前条各号に掲げる隊務に関し最高の専門的助言者として防衛大臣を補佐する。

3 幕僚長は、それぞれ、前条各号に掲げる隊務に関し、部隊等に対する防衛大臣の命令を執行する。

(統合幕僚長とその他の幕僚長との関係)

第九条の二 統合幕僚長は、前条に規定する職務を行うに当たり、部隊等の運用の円滑化を図る観点から、陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長に対し、それぞれ第八条第二号から第四号までに掲げる隊務に関し必要な措置をとらせることができる。

2 . 防衛省の事務処理（例）

(1) 防衛計画の大綱・中期防衛力整備計画関連業務

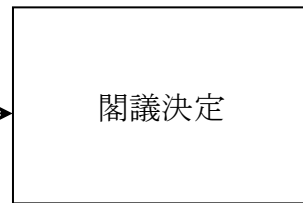
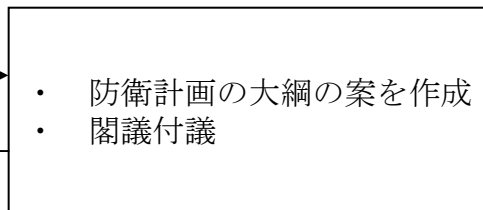
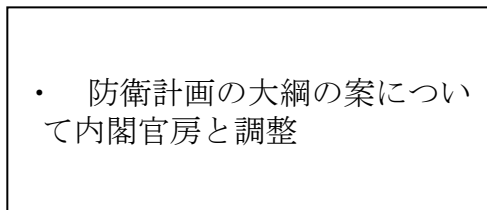
① 政府全体

[防衛省]

[内閣官房]

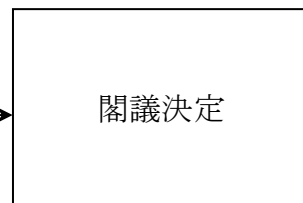
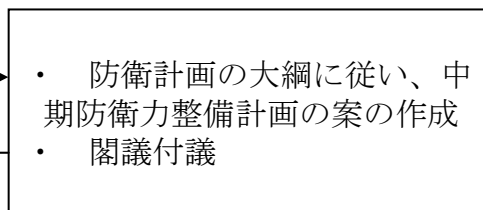
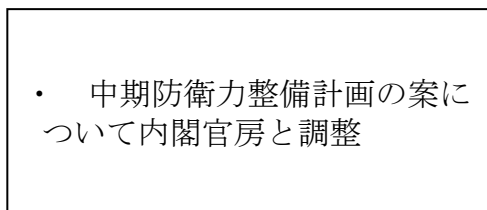
[閣議]

○ 防衛計画の大綱



※ 閣議決定に先立ち、内閣総理大臣は安全保障会議に諮ることとされている。

○ 中期防衛力整備計画



※ 閣議決定に先立ち、内閣総理大臣は安全保障会議に諮ることとされている。

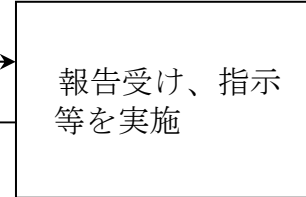
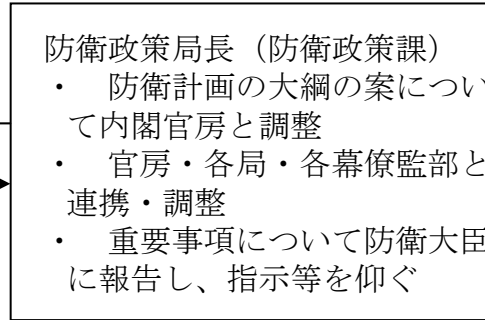
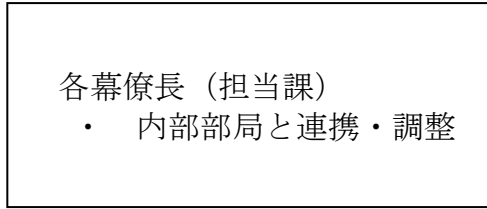
② 防衛省内

〔各幕僚監部〕

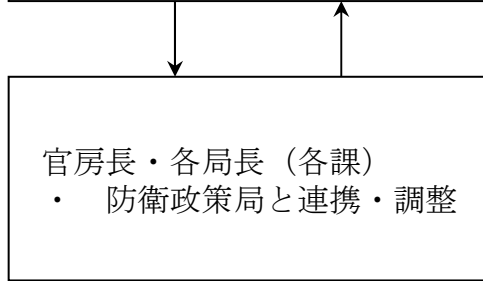
〔内部部局〕

【防衛大臣】
 (防衛副大臣)
 (防衛大臣政務官)
 (防衛事務次官)

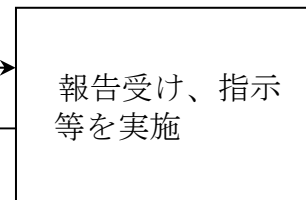
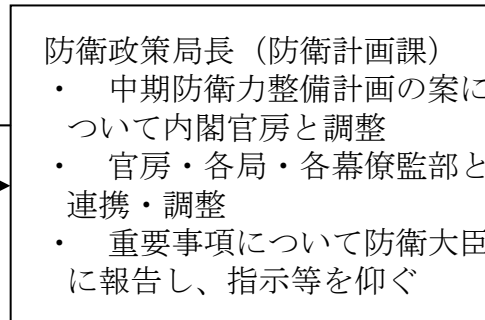
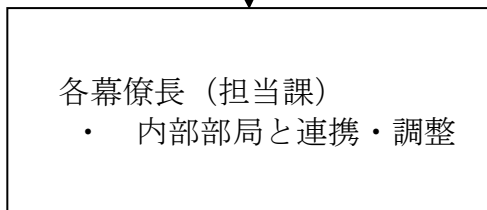
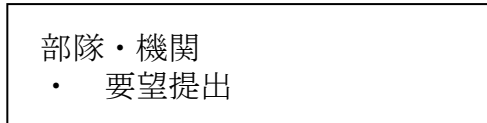
○ 防衛計画の大綱



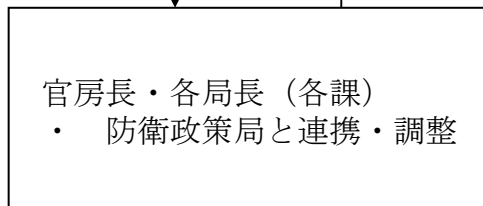
※ 防衛計画の大綱の策定等に資するため、統合幕僚長は「統合長期防衛戦略」を原則として5年毎に作成し、防衛大臣に報告することとされている。



○ 中期防衛力整備計画

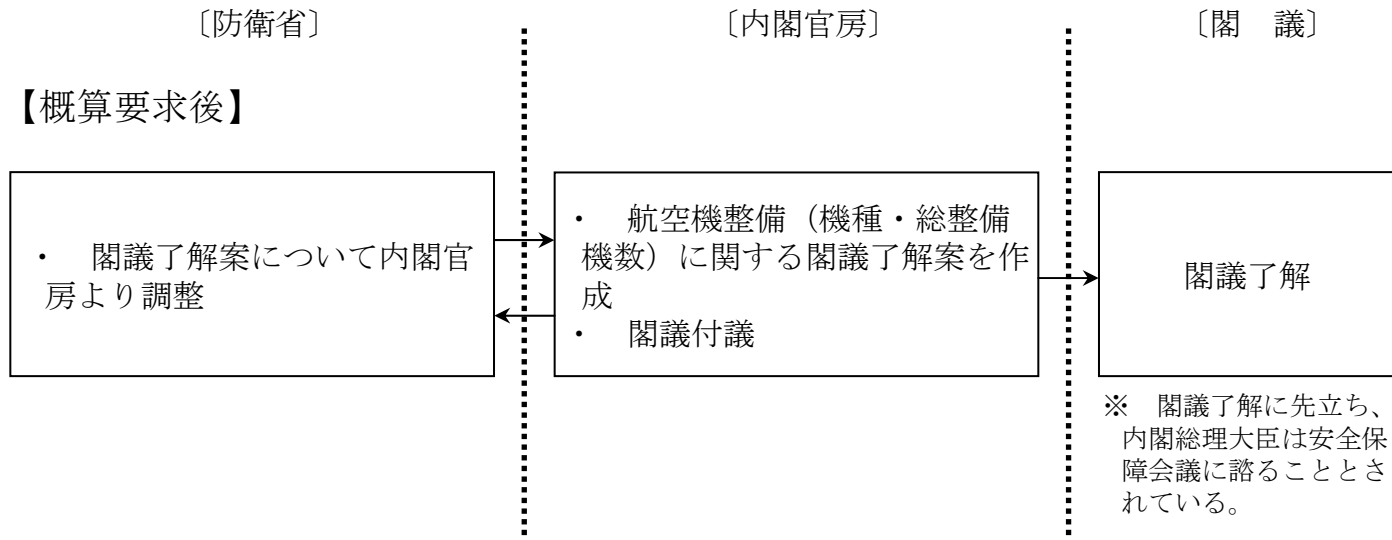


※ 中期防衛力整備計画の策定等に資するため、
 ○ 統合幕僚長は「統合中期防衛構想」及び「統合中期能力見積り」を
 ○ 陸海空幕僚長は「陸海空自衛隊中期能力見積り」をそれぞれ原則として5年毎に作成し、防衛大臣に報告することとされている。

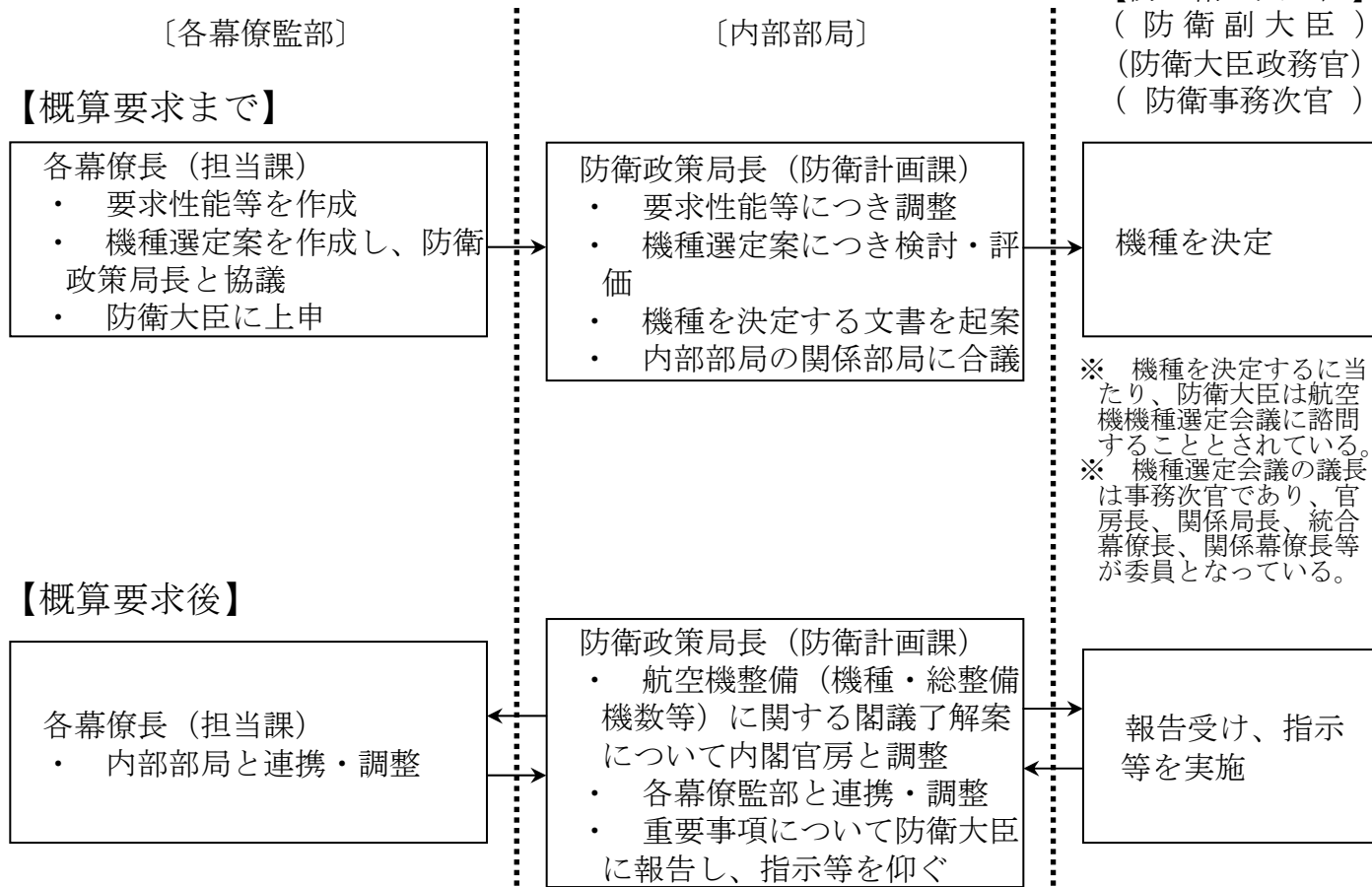


(2) 重要な装備（戦闘機・哨戒機等）の機種選定等関連業務

○ 政府全体



○ 防衛省内



(注1) 上記の省内手続については主たる作戦用航空機を既存機種から選定する場合を想定。

(注2) 総整備機数の閣議了解を行うのは、その整備が長期にわたる防衛上の重要なプロジェクトであり、多額の経費を要するため、全体的な見通しをうる必要がある場合。

(3) 業務計画（予算）関連業務

〔各幕僚監部等〕

〔内部部局〕

【防衛大臣】
（防衛副大臣）
（防衛大臣政務官）
（防衛事務次官）

【概算要求まで】

部隊・機関
・ 要望提出

各幕僚長
（業務計画担当課・会計担当課）
・ 中期防衛力整備計画を踏まえ、概算要求の基礎となる業務計画の基本計画案を作成
・ 当該計画案に基づき概算要求の案を作成

防衛政策局長（防衛計画課）
・ 当該計画案を審議し、調整案を作成
経理装備局長（会計課）
・ 概算要求案を審議し、調整案を作成

報告受け、指示等を実施

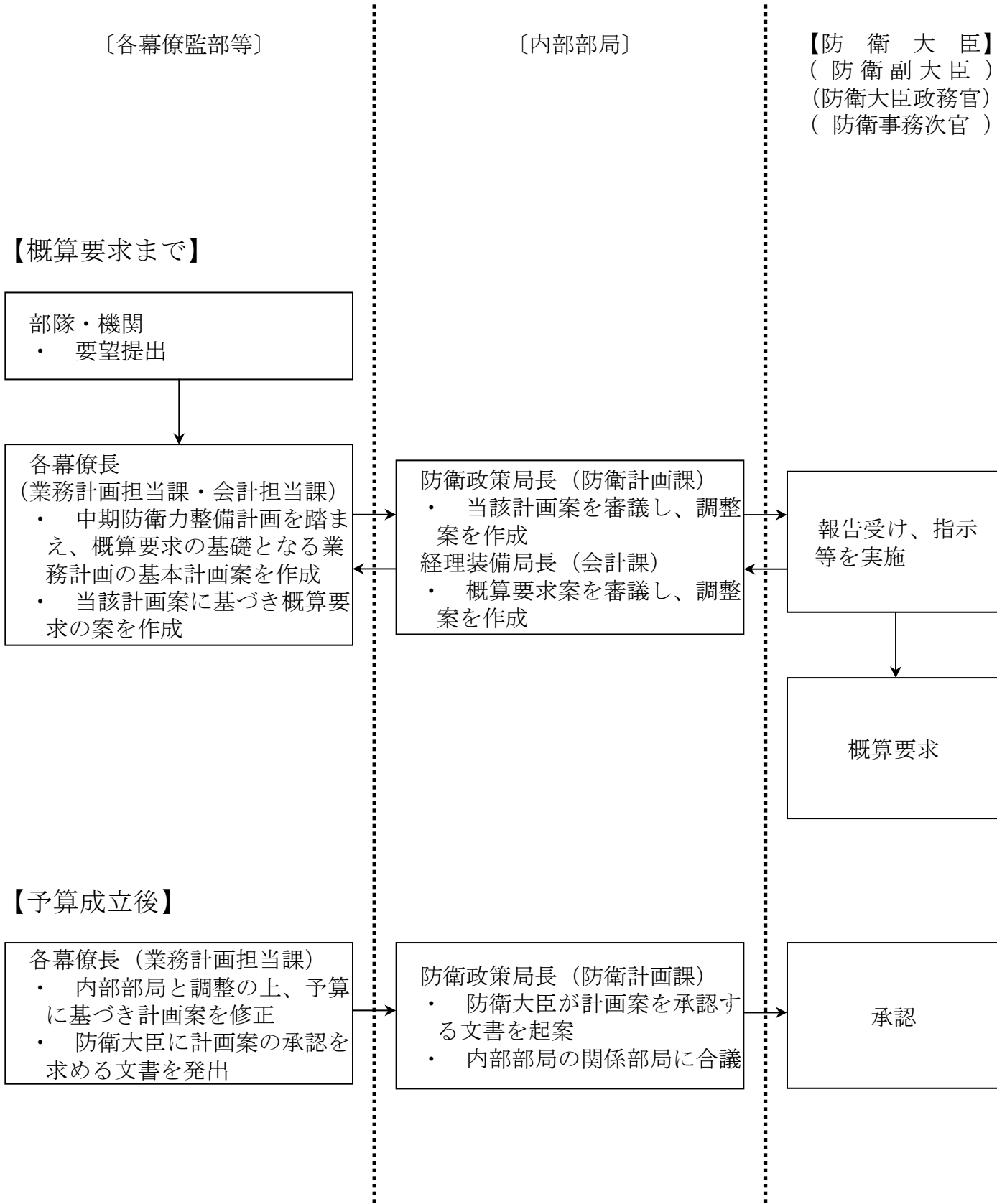
概算要求

【予算成立後】

各幕僚長（業務計画担当課）
・ 内部部局と調整の上、予算に基づき計画案を修正
・ 防衛大臣に計画案の承認を求める文書を発出

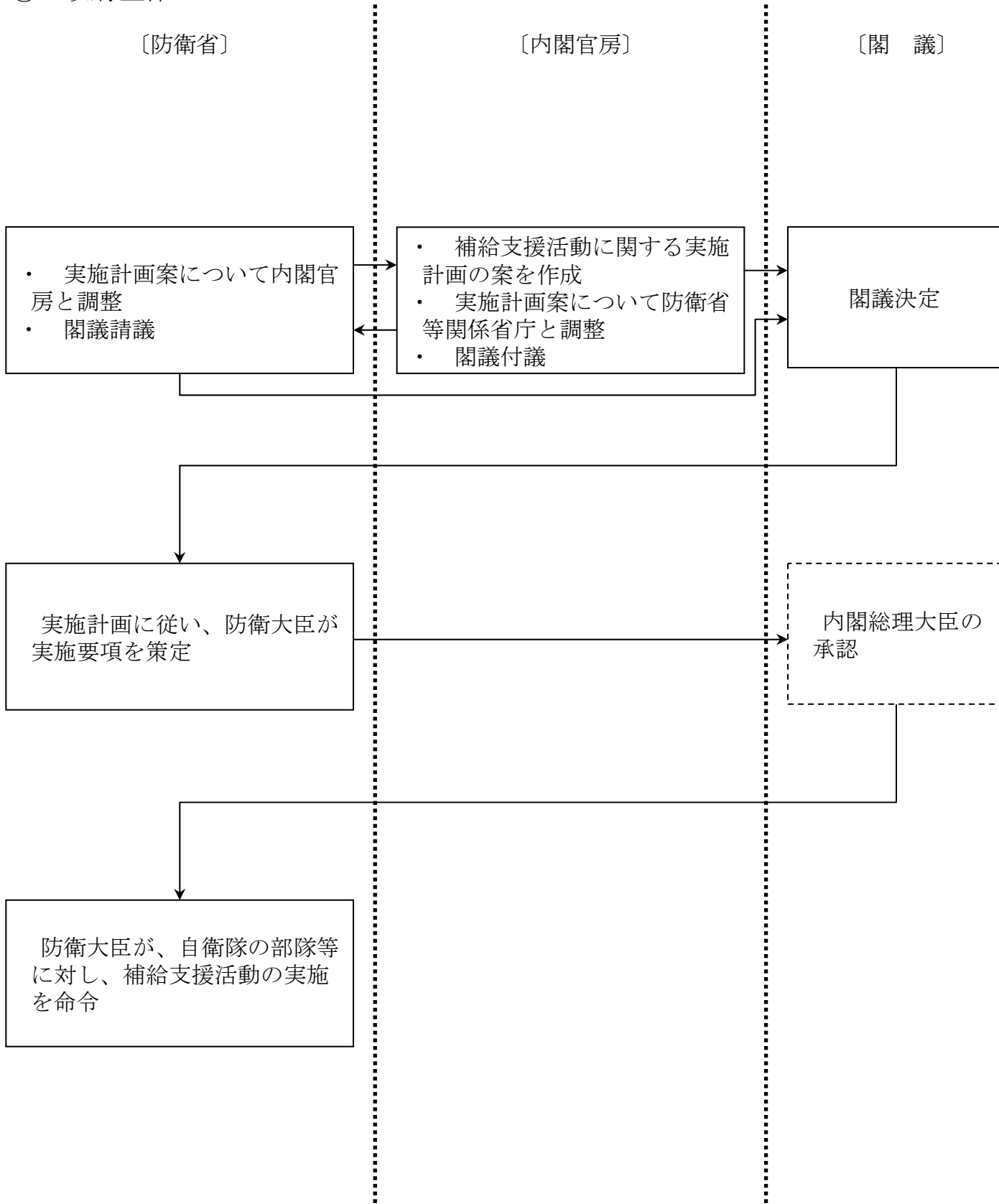
防衛政策局長（防衛計画課）
・ 防衛大臣が計画案を承認する文書を起案
・ 内部部局の関係部局に合議

承認



(4) 補給支援特措法に基づく自衛隊の活動関連業務

① 政府全体



② 防衛省内

[各幕僚監部等]

[内部部局]

【防衛大臣】
(防衛副大臣)
(防衛大臣政務官)
(防衛事務次官)

○ 実施計画の作成

統合幕僚長(運用部運用第2課)
・ 内部部局と連携・調整
・ 各幕の関係部局と調整

運用企画局長(国際協力課)
・ 実施計画案について内閣官房と調整
・ 内部部局の関係部局と調整
・ 統幕と連携・調整
・ 重要事項について防衛大臣の指示等を仰ぐ
・ 閣議請議書を起案

・ 指示等を実施
・ 閣議請議

○ 実施要項の策定

統合幕僚長(運用部運用第2課)
・ 内部部局と連携・調整
・ 各幕の関係部局と調整

運用企画局長(国際協力課)
・ 実施要項を策定し総理承認の申請を起案
・ 内部部局の関係部局と調整
・ 統幕と連携・調整

・ 決裁
・ 総理承認を申請

○ 自衛隊の部隊等に対する命令

統合幕僚長(運用部運用第2課)
・ 内部部局と連携・調整
・ 各幕の関係部局と調整

運用企画局長(国際協力課)
・ 行動命令を起案
・ 内部部局の関係部局と調整
・ 統幕と連携・調整

・ 決裁
・ 実施部隊等に命令発出

統合幕僚長(運用部運用第2課)
・ 細部事項に関する指令を実施部隊等に発出

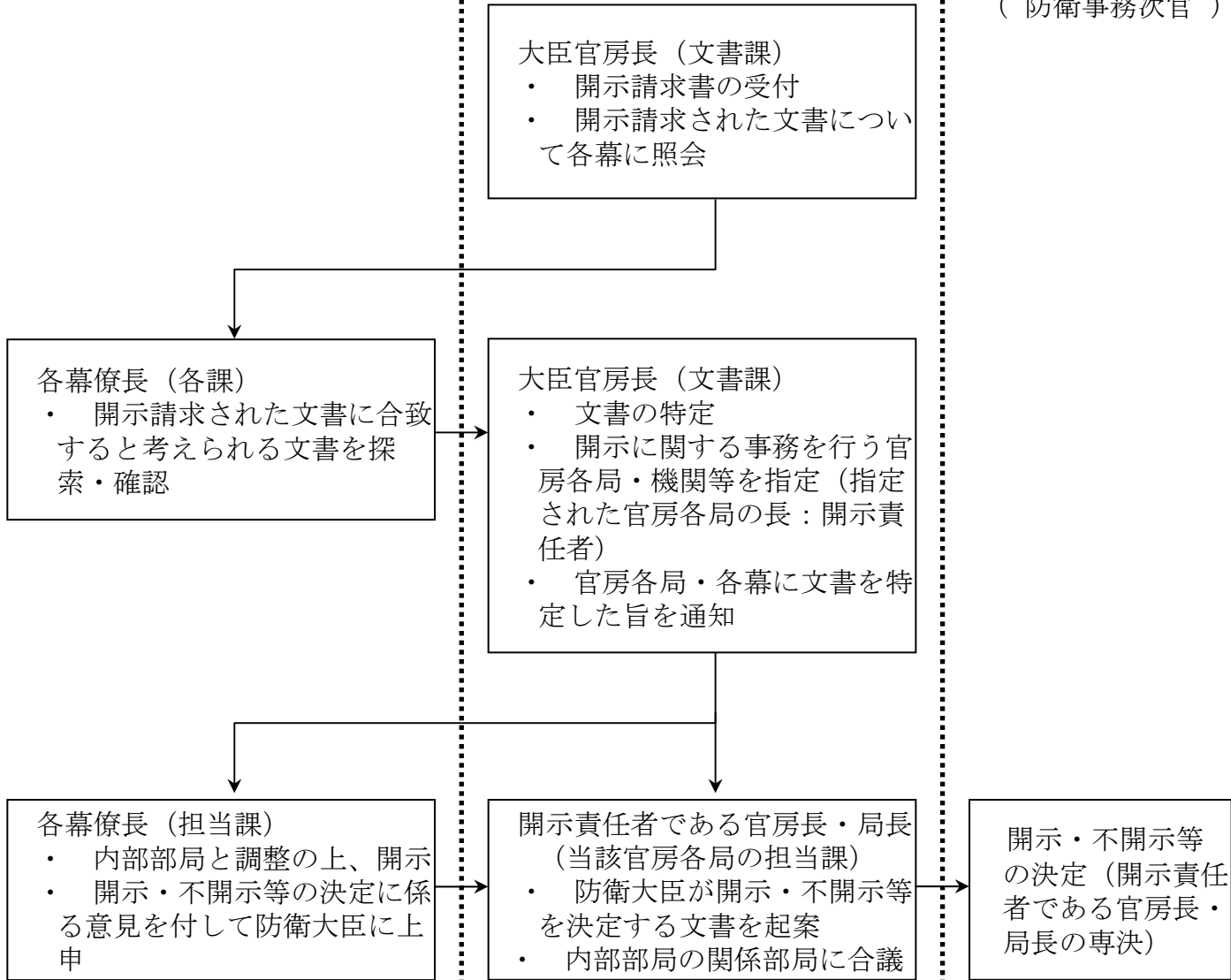
実施部隊等
・ 防衛大臣の命令を受領
・ 統合幕僚長の指令を受領

(5) 情報公開関連業務

〔各幕僚監部〕

〔内部部局〕

【防衛大臣】
(防衛副大臣)
(防衛大臣政務官)
(防衛事務次官)



3. 内部部局における自衛官の勤務

(1) 関係法令

防衛省設置法(昭和二十九年六月九日法律第百六十四号)抜粋

(防衛参事官)

第七条 防衛省に、防衛参事官を置く。

- 2 防衛参事官は、命を受けて、防衛省の所掌事務に関する基本の方針の策定について防衛大臣を補佐する。
- 3 防衛参事官の定数は、政令で定める。

(官房長及び局長)

第九条 官房に、官房長を置く。

- 2 官房長及び局長は、防衛参事官をもつて充てる。

(内部部局の職員)

第十条 内部部局に、書記官、部員その他所要の職員を置く。

- 2 書記官は、命を受けて、事務をつかさどる。
- 3 部員は、命を受けて、事務に参画する。
- 4 書記官は、内部部局の課長又は国家行政組織法第二十一条第三項 若しくは第四項 に規定する職のいずれかに充てられるものとする。

(内部部局における自衛官の勤務)

第十一条 防衛大臣は、必要があると認めるときは、陸上幕僚監部、海上幕僚監部若しくは航空幕僚監部又は第十九条第一項に規定する統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長若しくは航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊若しくは航空自衛隊の部隊若しくは機関（以下「部隊等」という。）に所属する自衛官を内部部局において勤務させることができる。

- 2 前項の自衛官は、その職務についてはその勤務を命ぜられた部局の長の指揮監督を、その身分上の事項についてはその所属する幕僚監部又は部隊等の長の監督を受けるものとする。

(2) 関連議事録

衆・内閣委員会 昭和29年04月12日

○増原政府委員 必ずしも法文上そう解釈されなければならぬということもないようにも考えますが、ただいまの自衛官のままで勤務させるということは一般的にいえば補助的な仕事であります。主流に入ります場合には、やはり制服を脱いで平服になつて入るといふふうに解釈をすべきものと考えます。

参・内閣委員会 昭和29年05月24日

○政府委員（加藤陽三君） 現在保安庁法におきましても、ここと同様の規定があるのでございます。その規定の適用の例といたしましては、保安隊の關係の第一幕僚監部及び第二幕僚監部から必要な人間を内局のほうに出しまして、内局のほうでいろいろな仕事をいたします基本的な問題を検討いたします際に、専門的な知識を借りて検討をしておる。余り実際と離れたような仕事のやりくりになりましても困りますので、実際の知識を持つております者の知識を借りまして仕事を進めると、こういうこととあります。

参・内閣委員会 昭和29年05月26日

○国務大臣（木村篤太郎君） その御心配は私は御無用であろうと思います。と申しますのは、自衛官が直ちに官房五局長になり得るということとはできないのであります。自衛官たるものは官房五局長にはそのままできないのであります。やめて来なきやできない。(略) ただ一たび自衛官で経験があつた者が、如何に才能があり有能の士であつても内局に向いても、法制上はいれないということをきめるということは、これは私はよくない、さようなことはいわゆるミビリアンと制服との間に将来大きな摩擦を生ずる一つのきっかけになりやしないか、有能な士であれば、如何なる者であつても、内局へ入り得るんだという制度が私はむしろいわゆる制服部隊と制服以外の内局との間に調和をとつて行くよさが実現できるのではないかと、私はこう考えております。

衆・予算委員会 昭和40年05月31日

○麻生政府委員 お答えいたします。現在、防衛庁設置法によりますると、石橋先生御承知のように、参事官についての規定は第九条にあるわけでございます。それから、第十八条には、「長官官房及び各局に、書記官、部員その他所要の職員を置く。」、こういうことになっているわけございまして、これらの職員はシビルの職員であるということ念頭に置いてできているわけであります。先ほど御質問がありましたように、保安庁設置法時代に、幹部の保安官あるいは幹部の警備官の経歴のあつた者はこうした局長とかあるいは――その当時は課長と申しておりましたが、課長とかには任用できないような、そういう資格制限の規定がございました。しかし、いずれにしましても、この第十八条の職は文官職でございまして、内局の仕事に適するような資格を持つておる者をこれに充てるというわけでございます。したがいまして、制服の定員のある者を持つてま

いりましてこれらの参事官なりあるいは書記官なり部員に充てるということは法の趣旨とするところでないというふうに考えているわけでございます。したがって、実際の運用におきましても、参事官とかあるいは書記官とか部員というものに自衛官をもつて併任でも充てるというようなことはやっております。

参・予算委員会 昭和43年04月05日

○国務大臣（増田甲子七君）（略） その内局に若干のユニホームがございましょうとも、これはあくまで内局のまた補助者としているわけでございます、一番顕著な例は調達実施本部、あるいは昔のことばで言いますというと、軍需監督官といったようなものが、各国防産業へ発注を命ぜられたところに、正確に業務を達成するための監督官としております。これは多くユニホームでございます。制服組でございます。これはしかしながら、内局でございます。そういうわけで、それはやっぱり事の性質上、内局の人を補助するものとして制服組がおることはやむを得ない、私はしかるべきことだ、こう考えております。（略）

参・内閣委員会 昭和45年05月12日

○政府委員（島田豊君） 大筋につきましては、ただいま長官からお答えになりましたとおりでございます。先ほどの旧保安庁法におきましては、内部部局に自衛官あるいは自衛官を経験した者、これを一定のポスト以上につきましては制限をいたしております。それが現行法ではなくなっておりますので、一応、規定上は自衛官が参事官なり、あるいは書記官なりに転換をいたしますれば、それぞれの局長あるいは課長に就任することが可能でございますけれども、もともと内部部局、幕僚幹部、それぞれ長官の補佐機関でございますし、内部部局は基本的な事項、あるいは政策的な事項、あるいは一般的な方針、こういうものにつきまして長官を補佐するという立場でございますし、幕僚幹部は、幕僚長が最高の専門的助言者として長官を補佐してございまして、幕僚幹部もまたそれぞれ長官のそういう専門的な事項についての幕僚の機構でございます。そこで、それぞれの生い立ちが違いますし、前述の人的な運用におきましては、もと自衛官であった者が制服を脱いで局長なり課長になる、そういう運用はかつてしておらないのでございます。

衆・内閣委員会 昭和48年06月26日

○田代政府委員 お答えいたします。ただいまおっしゃったようなことだと思いますが、法律的に申しましても、防衛庁設置法十八条を読みますと、防衛庁の職制には、御案内のとおり参事官——参事官というのは局長クラスでございます。課長クラスは書記官でございます。書記官はその中から課長が出る、こういうことが明記してございます。したがって、書記官という名称を考えますと、これは一つの身分上の地位でございます。自衛官は書記官になれないというぐあいに解釈されるからでございます。

(3) 自衛官の内局部局勤務状況 (H20. 2. 12現在)

課 名 等		勤 務 者 数
大臣官房	秘書課	大臣等副官 5
		国際室 3
	広報課	本課 7
		報道室 3
防衛政策局	防衛政策課	本課 4
		戦略企画室 1
	日米防衛協力課	本課 1
	調査課	本課 1
		情報運用企画室 1
		情報保全企画室 1
平和研(研修) 1		
人事教育局	人事計画・補任課	公務員制度改革関連作業チーム 3
	人材育成課	本課 1
	衛生官付	本課 1
		医務室 1 7
		防医大独法化準備室 2
経理装備局	会計課	本課 1
	装備政策課	本課 1
		補給・管理企画室 1 3
地方協力局	地方協力企画課	本課 3
合計		6 9

4 . 防衛省の組織に関する各種見解 (例)

<p>内部部局の役割を重視</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 自衛官は、敵に勝つため、状況を単純化して目的達成を企図し、なによりも「力」を重視。他方、文官は、法令に従い「手続」を重視し、広範囲に及ぶ影響を考慮しつつ、説得を重ねながら物事を実現。双方が相補い相磨くことが必要。 ○ 現在の内局は幕僚監部の上位に位置するものではなく、内局は政策的な観点からの一般的補佐、各幕は軍事専門的な補佐を行うことで、別の視野から協力して、大臣を補佐。 ○ 内局は、各自衛隊の間を調整する役割を果たすとともに、政府部内の各省庁との関係では、クッションとして機能。
<p>背広と制服が並列して大臣を補佐</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 我が国は、軍事専門家ではない行政事務職公務員が各幕長の業務に対する指示や承認、監督について大臣を補佐する「文官統制」制度を定めているが、これは防衛中央機構としては軍事的合理性を欠くもの。 ○ 官房・各局は行政管理のみ所掌し、部隊運用管理事項は統幕が所掌し、並列して大臣を補佐する体制が、文民統制と軍事的合理性を調和するものとして最適。 ○ 内局の中に、自衛隊の部隊運用及び編成装備を所掌する幕僚事務局と、防衛行政を所掌する官房・各局を置き、行政事務専門家の職業的文官と軍事専門家である自衛官がそれぞれの部門で協力して、大臣を補佐すべき。
<p>防衛参事官制度を見直し</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 防衛問題は、防衛庁発足当時と比較にならないほど、複雑かつ高度化しており、基本的な問題はもとより、自衛隊の調整に関する事項も複雑、困難なものとなっているため、官房長・各局長は行政事務に追われ、防衛参事官としての職務を十分に果たしているか疑問。 ○ 官房長・局長は他省庁と同様に行政事務の専門家を充てることとし、別途、防衛参事官制度創設の趣旨を活かすには、外交、軍事、経済等の権威者数人をもって、内局と各幕の上に位置づける特別な職を設けることを検討すべき。